

ピュロス文書にみえる冶金職人

山 川 廣 司

はじめに

ピュロス出土の線文字B文書は、王宮の財産目録を記録した一種の経済文書といわれているが、その中には王国内の各地にいた冶金職人に金属を配分したとされる一群の文書が Jn-シリーズとして分類されている。そこでは、配分される金属としてギリシア語の *χαλκός* に比定される ka-ko, また *χαλκεύς* に比定される ka-ke-u の語がみられる。ka-ko の語意に関しては、ホメーロスやヘシオドスの叙述から、一般には「青銅」とされているが¹⁾、一方では「銅」との解釈もある。この語彙については、C. ジリス²⁾ は、エーゲ LBA 期(後期青銅器時代)の王宮経済における技能活動について考察し、「青銅」と解釈する学者の方が多しとしながらも、それを銅(Cu)あるいは文脈によっては銅の合金 CuSn, CuAs, CuSb, CuZn, CuSnPb であったと両方の解釈の可能性を述べ、セム系言語においても銅と青銅は時として同じであると指摘している。

筆者は、以前この Jn-シリーズの文書を分析した際、それを青銅と解釈し、王宮への貢納と王宮からの分配を扱ったものと考えた³⁾。本稿では、これらの ka-ko の分配に与った冶金職人が、王国内でどのような地位にあり、どのような活動をしていたのかを文書に基づいて考えてみたい。

1. 線文字B粘土板文書 (Jn-series)

Jn-シリーズに分類されている文書は、断片も含め 28 枚⁴⁾ 数えられる。それらの文書は、ka-ko の貢納と配分に関わるものに大別される。

貢納文書とされる Jn 829 は、ko-re-te, po-ro-ko-re-te らの王国の役人たちによる貢納記録であり、それは 1, 2 行目で ko-re-te, du-ma-te, po-ro-ko-re-te, ka-wa-wi-po-ro, o-pi-su-ko, o-pi-ka-pe-e-we らの役人名が列挙され、3 行目では彼らが矢や槍の穂先を作るために神殿に奉納されていた ka-ko を徴収したことを記している。貢納に関する文書はこれ 1 枚であり、しかも 4 行目以下でそれぞれの地域名とともに記されている ko-re-te, po-ro-ko-re-te の供出量は画一的かつ少量で、総計しても 51 kg にしかならず、このことから筆者は王国崩壊数カ月前という異常な状態のなかでこの文書が書かれたことを考慮するなら、恐らく緊急事態下で武器を作るというはっきりした目的のために以前神殿に奉納された ka-ko を供出、貢納したと推測した⁵⁾。これは王国の社会構造を知る上で重要な文書であるが、差当り本稿での考察対象である冶金職人についての記載はないので、考察から除外したい。

その他の大多数は地方の冶金職人たちへの配分を記録したもので、その書式はほぼ同じである。ここでそれらの文書の書式を知るために一例として Jn 310 を見てみよう。

Jn 310

- . 1]a-ke-re-wa , ka-ke-we , ta-ra-si-ja , e-ko-te ,
- . 2 ti-qa-jo AES M 1 N 2 qe-ta-wo AES M 1 N 2
- . 3 a₃-so-ni-jo AES M 1 N 2 ta-mi-je-u AES M 1 N 2
- . 4 e-u-ru-wo-ta AES M 1 N 2 e-u-do-mo AES M 1 N 2
- . 5 po-ro-u-te-u AES M 1 N 2 wi-du-wa-ko AES M 1 N 2
- . 6 *vacat*
- . 7 to-so-de , a-ta-ra-si-jo , ka-ke-we[] *vacat*

- . 8 pa-qo-si-jo 1 ke-we-to 1 wa[]re-u[1] *vacat*
 . 9 pe-ta-ro 1
 .10 *vacat*
 .11 to-so-de , do-e-ro , ke-we-to-jo 1 i-wa-ka-o 1
 .12 pa-qo-si-jo-jo 1 po-ro-u-te-wo 1
 .13 [a[] *vacat*
 .14 po-ti-ni-ja-we-jo , ka-ke-we , ta-ra-si-ja , e-ko-si
 .15 i-ma-di-jo AES M 2 tu-ke-ne-u AES M 3
 .16] AES M 3 i-wa-ka AES M 3
 .17 a-]ta-ra-si-jo, pu₂-si-ja-ko 1

これはピュロス王国の主要地区の1つであったA-ke-re-wa地区でのka-koの配給割当てを記したもので、4つの部分から成っている。第1群(1-5行)は、ka-koの配分割当てを受けている冶金職人たちで、8人各々の名前と1.5kgという画一的な配分量が記録されている。第2群(7-9行)は、ka-koの配分を受けていない冶金職人4名が名前とともに記載されている。第3群(11-12行)は、奴隷がその所有者名によってやはり4名挙げられている。そして第4群(14-17行)は、恐らくA-ke-re-wa地区にあったと思われるポトニヤ女神に仕えている配分を受けた冶金職人4名と配分を受けていない冶金職人1名が記されている。他の文書も同じような書式で記載されているので、以下主要な文書を一覧表にする。

(1) Jn 310 A-ke-re-wa 地区

受給冶金職人	配分量	非受給冶金職人	奴隷(所有者名)
Ti-qa-jo	1.5 kg	Pa-ko-si-jo	Ke-we-to
Qe-ta-wo	1.5 kg	Ke-we-to	I-wa-ka
A ₃ -so-ni-jo	1.5 kg	Wa[]re-u[Pa-ko-si-jo
Ta-mi-je-u	1.5 kg	Pe-ta-ro	Po-ro-u-te-u

E-u-ru-wo-ta	1.5 kg		
E-u-do-no	1.5 kg		
Po-ro-u-te-u	1.5 kg		
Wi-du-wa-ko	1.5 kg		
Jn 310 A-ke-re-wa 地区 (Potnia 女神に所属)			
I-ma-di-jo	2 kg	Pu ₂ -si-ja-ko	
Tu-ke-ne-u	3 kg		
[]	3 kg		
I-wa-ka	3 kg		

(2) Jn 320 O-re-mo-a-ke-re-u 地区

A-mo-ta-jo	5 kg] -ta Do-ro-po]-re-u []	
E-ki-wo	4 kg		
Ka-ka-po	4 kg		
Ku-pi-ri-jo	4 kg		
Ki-ri-*82-jo	5 kg		
De-we-ro	3 kg		
Ka-sa-to	3kg		
]-qo-to	5 kg		
A-ti-pa-mo	1 kg		
]-u	5 kg		
Wi-tu-ta	[]kg		
[]	4 kg		

(3) Jn 389 A-ka-si-jo-ne 地区

Pi-ra-me-no	3 kg	Te-te-re-u	
Ma-u-ti-jo	3 kg	Pa-pa-jo	
E-do-mo-ne-u	3 kg	Pi-ro-we-ko	
Ka-ra-wi-ko	1.5 kg	A ₂ -nu-me-no	
Pi-we-ri-ja-ta	1.5 kg	Ko-so-u-to	
Sa-mu-ta-jo	1.5 kg		
Wa-u-do-no	1.5 kg		
Ka-ra-pa-so	1.5 kg		
Pi-ta-ke-u	1.5 kg		

Mo-re-u	1.5 kg		
Ti-ta-[・]wo	3 kg		
全員に分配	6 kg		
総計	27 kg		

(4) Jn 415 Ru-ko-a₂-ke-re-u-te 地区

Re-u-ko-ro-o	5 kg] -me-no	
-pu ₂ -ru		Na-wa-to	
A ₃ -ta-ro	5 kg	[・]-te-re-ro	
Wi-du-wo-i-jo	5 kg	Ru-ki-jo	
Ke-ti-ro	5 kg	A-na-te-u	
A-me-no	5 kg		
Pa-pu-so	5 kg		
A-ka-sa-no	4 kg		
総計	34 kg		

(5) Jn 431 A-pe-ke-i-jo 地区

Wi-ja-nj-jo	5 kg	A-ta-tu-ro	Qe-ta-ko
Ka-ra-*82[]	5 kg	I-ta-ra-jo	
Ko-tu-ro ₂	5 kg	Sa[]	
Ma-na-si-we-ko	5 kg	Wi-ja-te-wo	
Da-si[]so	5 kg	No-e-u	
Qe-ta-ko	4 kg	Tu-ri-ja-jo	
A-ko-to-wo	7 kg	A-ka-ma-wo	
[]i-jo	6 kg	E-pe-ke-u	
Ma-wa-si-jo	5 kg	*82-de	
Qe[-to-]ro-no	7 kg	Pu-te-u	
		Ko-ne-wa-ta	
		Qe-to-ro-no	
qa-si-re-u の		Mo-re-u	
A-pi-qo-ta 総計	54 kg	A-e-ri-qo	
Jn 431 A-pe-ke-e 地区 (Potnia 女神に所属)			
Ko-za-ro	6 kg	Ka-ri-se-u	女祭司 10 人
A-ke-wa-ta	3 kg	Du-ko-so	To-sa-no 5 人

山 川 廣 司

Sa-ke-re-u	6 kg	Ko[]	[] 1人
We-we-si-jo	3 kg	E-u-wa-ko-ro	A-mu-ta-wo
Ko-ta-wo	3 kg	Ke-we-no	31人
Da-u-ta-ro	6 kg	A-ta-o	
]wa-ti-ro	
総計	27 kg	Me-ri-wa-[•]	

(6) Jn 478 Wi-ja-we-ra₂ 地区

Ko-ro-tu-no	4 kg	E-u-to-ro-qo	
Pu-ko-ro[]	3 kg		
Ra-wo-ke-ta	4 kg		
A[-pi-]a ₂ -ro	4 kg		
Di[]	4 [kg		
]wa-ni-ko	4 kg		
Ma-[2 [kg		
総計	26 kg		

(7) Jn 601 Po-wi-te-ja 地区

Wo-di-jo	6 kg] ti-na-jo	
To-ro-wi	8 kg	Po-so-ri-[
E-u-po-ro-wo	8 kg] ne-wo	
O-qa	4 kg	I-pe-ra-ta	
Te-u-to	5 kg	Sa-nu-[
Pu ₂ -ti-ja	6 kg		
Po-to-re-ma-ta	8 kg		
Wa-pa-no	8 kg		
Po-so-ro	8 kg		
Mo-da	8 kg		
Pe-po-ro	4 kg		
O-na-se-u	12[kg		
[]	7 [kg		
Ko-to-wa-[8 kg		
(全員に)分配	7 kg		

ピュロス文書にみえる冶金職人

qa-si-re-u の Pa-qo-si[-jo] 総計	104[kg		
----------------------------------	---------	--	--

(8) Jn 605 A-pi-no-e-wi[-jo]地区

To-ri-jo	1.5 kg	Wi-ti-mi-jo	Pe-re-qo-no 2人
E-do-mo-ne-u	1.5 kg	Ma-no-u-ro	A ₃ -ki-e-u 2人
Mi-ka-ri-jo	1.5 kg	A-we-ke-se-u	Mi-ka-ri-jo 1人
Pu-ra-ta	1.5 kg		Pu-ra-ta 1人
U-wa-ta	1.5 kg		
Ka-ta-wa	1.5 kg		

(9) Jn 658 E-ni-pa-te-we 地区

We-we-si-jo	5 kg		
Ma-ka-wo	5 kg		
Pi-ro-ne-ta	5 kg		
Pa-qo-ta	5 kg		
Au-ta-mo	5 kg		
Po-ro-u-jo	5 kg		
O-na-se-u	5 kg		
Po-]ro-ko	5 kg		
Re-u-ka-ta	5 kg		
Wa-ka-ta	5 kg		
O-tu-wo-we	5 kg		
Wo-wi-ja-ta	5 kg		
Pe-re-ta	5 kg		
Po-ru-e-ro	5 kg		
O-pe-ra-no	5 kg		
A-tu-ko	5 kg		
Ko-ma-do-ro	5 kg		
総計	115 kg		

(10) Jn 692 Na-i-se-wi-jo 地区

Ri-ja-ko	6 kg	Ra-ma-jo	
A-pe-te-u	6 kg	Ma-no-u-ro	
		Re-u-si-wo	

山 川 廣 司

		Ke-ki Ri-ku-we Po-ti-na-jo	
--	--	----------------------------------	--

(1) Jn 693 A[-ke-]re-wa 地区

]-ro	4 kg		
E-u-wa-re	4 kg		
[]	8 kg		

(2) Jn 693 A-pu₂-we 地区

Te-u-to	4 kg	Ta-na-wo	
O-ke-te-u	4 kg	Pe-qe-u	
Pe-ri-qo-ta	4 kg		
A-me-to	4 kg		
Ta-re-u	3 kg		
E-u-po-ro-wo	4 kg		
Tu-ri-jo	3 kg		

(3) Jn 706 Pa-to-wo-te 地区

Ke-ta	5 kg	Ka-ri-si-jo	[]	1人
Pe-ri-no	3 kg	Ko-da ₂ -ta	[]	1人
Ku-ri-sa-to	[]kg	Ko-do-ro	[]	1人
A-no-me-de	[]kg	A-ka-ma-wo	[]	1人
Qi-si-ja-ko	[]kg		[]	1人
Mu-to-ma	[]kg			
Ka-ra-u-ko	[]kg			
Ma-ra-si-jo	[]kg			
Ka-pa-ra ₂	5 kg			
A ₃ -so-ni-jo	5 kg			
総計	30+kg			

(4) Jn 750 A-si-ja-ti-ja 地区

Po-so-ro	1.5 kg	Du-wo-jo	E-u-we-to
Ro-wo	1.5 kg	Di-ra-wo-no[
A-ti-pa-mo	1.5 kg		

ピュロス文書にみえる冶金職人

E-u-ka-ro	1.5 kg		
Ma-ra-ta	1.5 kg		
A-no-ta	1.5 kg		
Na-e-si-jo	1.5 kg		
Si-ra-ta	1.5 kg		
Ka-ra-u-ro	1.5 kg		
Ra-wo-qo-ta	1.5 kg		
Pa-ku-ro ₂	1.5 kg		
Ka-ke-u	1.5 kg		
Ko-ma-we	1.5 kg		
E-u-we-to	1.5 kg		
E-ki-i-ja-ta	1.5 kg		
Mo-re-u	[] kg		
Wo-wa-ro	1.5 kg		

(15) Jn 832 Ro-u-so 地区

E-ke-ro	記載なし] -ka-no	
Si-mu-ta	記載なし	Ma-ri-ta	
Ra-u-ta	記載なし	Ka-ra-u-ko	
		Wo-ti-jo	
		Wa-na-ta-jo	
		Ka-u-so[
		Ka-[

Jn 832 A-to-mo (職人団体)

Pa-qo-si-jo	記載なし	A-ri-qa	
Pi-ro-ka-te	記載なし	O-na-jo	
E-wi-te[-u	記載なし	Si-pa-ta-no	
Me-ra-to	記載なし	A-da-ma-o	
A-*64-jo	記載なし	A-no-ra-ta	
A-e-ri-qe	記載なし	Pu-wa-ne	
Pa-ra-ke-te-e-u	3 kg		

(16) Jn 845 []地区

--	--	--	--

Po-ru-qo-ta	1.5 kg	Po-so-ro	
Sa-ri-qo-ro	1.5 kg	Na-pu-ti-jo	
Pu-ke-se-ro	1.5 kg	Ma-ta-ko	
Re-qo-we	1.5 kg	Ku-ke-re-u	
Qe-ta-ra-je-u	1.5 kg	A-ti-ja-wo	
Du-re-u	1.5 kg	Wa-ra-ko-no	
A-pa-je-u	1.5 kg	Qe-re-me-ne-u	
Pa-pa-ra-ko	1.5 kg		
qa-si-re-u の			
E-ri-qo-wo 総計	12 kg		

2. ka-ko と ta-ra-si-ja

これらの文書でのキーワードは、前述のka-koとの関連で記載されているta-ra-si-jaおよびa-ta-ra-si-jaである。この語彙については、古典語の *ταλασία* (wool-spinning) から、重量を示す *τάλαντον* の派生語で、原料を加工して完成品として王宮に返納するために分配された割当て量の意味とし、ラテン語の *pensum* に比定している Docs.⁶⁾ の解釈が多く研究者に支持されている。ところで、C. Gillis⁷⁾ は、ta-ra-si-ja との関連でka-koについて、もしそれを王宮が配分したのなら、その大部分はむしろ成分が不明の青銅スクラップであつたろうとしている。何故なら、文書にはギリシアでは産出しない錫については、同様の配分記録はなく、従って ta-ra-si-ja を青銅製品に加工するために冶金職人に銅の割当て配分とすることは困難であるとしている。さらに冶金職人や金属細工職人の役割にも言及し、そもそも銅はピュロス王国では産出されず、錫もギリシアやキュプロスでは産出しなかった。それ故、金属とその獲得は金石併用時代からのエーゲ文明の発展に重大な役割を演じていたにちがひなく、その獲得、生産、分配は地方の首長（指導者）の管理下におくという構造が、本土の王宮経済の隆盛に先立つ 1500 年 BC 頃に確立された。そこで冶金職人やその職能の伝統や手順が確定・発展した。その後王宮経済とエリートの隆盛とともに多くが王宮に集中された。しかしながら、冶金職人たちは、その数や原

材料の入手、燃料の必要量へのアクセスなどの要素やこの間に確立された専門家グループ（ギルド）としての権力によって、従来の金属製品の生産システムを王宮のそれに再配置することを実施困難にした。そこで王宮は、原材料を配分するのではなく、完成品の形で ka-ko を徴収していたのであり、従って ka-ko はこの場合青銅である。王宮は冶金術を管理する代わりに完成品を管理したのであり、これは一般に流布している解釈とは異なるけれども、現在まで広範な発掘にもかかわらず、ピュロス自身からは如何なる金属細工道具（溶鉱炉、火穴、羽口、坩堝、容滓、道具、鋳物廃物、未加工の鋳物など）も発見されていないという考古学の状況にも合致する。要するに ta-ra-si-ja が、冶金職人から王宮へ供出される完成品の要求を意味しているとしたなら、ka-ko の問題は解決するとしている。

Gillis の推論は、ta-ra-si-ja は王宮に納められるあるいは支払われるべき義務がある完成された青銅製品であるとする、現在ではあまり支持されていない C. Gallavotti や G. P. Carratelli⁹⁾ の仮説に基づくものであり、「王宮による原材料の割当て配分」とする通説とは異なる解釈である。なおかつこれらの金属管理は、中央集権的な王権が成立する以前の各地の首長の下で確立した管理システムによって行われていたのであり、王宮は貢納義務としてその完成品を要求したのであり、金属交易の管理、金属製品の生産やその配分に関してはせいぜい間接的な関与しか行っていなかったとして、王権による金属交易の独占に否定的である。彼の解釈に従えば、王宮の緊急事態下に以前神殿に奉納された金属器を武器に再利用するために記録したとする前述の Jn 829 の貢納文書と同様、これらの文書も原材料の割当て配分文書ではなく、各地区に対する完成品の徴収を要求する貢納文書ということになる。確かに青銅を製造するための仕事場は、原材料や燃料入手の利便性など自然条件にも規定されており、冶金職人が地方に散在していたことはその通りである。しかしそのことから金属生産が王宮管理の下で行われていなかったとすることは、いささか短絡的ではないだろうか。全般的にみてピュロス王国の官僚制や貢納制は未熟で、未整備の部分もあるが、それなりに機能していた。粘土板が描く王国崩壊数カ月前の異

常事態下でもこのような記録が記されていることは重要である。実際上の管理は、qa-si-re-u を中心とする土着の首長が行ったとしても最終的には王宮が管理していたはずである。王宮管理の程度の評価の問題であるが、Gillis は王宮が金属生産そのものに関与することをあまりにも低く見積もり過ぎているのではないか。

また ta-ra-si-ja を原材料の配分ではなく、完成品の貢納とする解釈についても、その可能性は有りうるとしても、王宮の関与がほとんどなかったとしながらも、各地の個々の冶金職人一人一人を個人名で掌握し、その製品貢納を記録している中央の王宮文書とのギャップをどのように説明するのであろうか。さらに完成品の貢納であるとしたら、例えば Ta-シリーズにみられるような製品の形のイデオグラムと個数の表記ではなく、1.5 kg といったような重量表記なのは何故なのだろうか。もちろん製品が総計で 1.5 kg になるような複数個という可能性もあるが、それにしても重量表記は不自然である。1.5 kg の青銅の鑄塊の貢納という可能性もあるが、その場合、それらの鑄塊を誰が何処で青銅製品に加工したのであろうか。Gillis の文脈からは、王宮にそのような組織があったとは読み取れない。また Gillis がいうように ta-ra-si-ja を割当て配分ではなく、貢納義務として理解したなら、冶金職人の画一的な数字をどのように考えればよいのであろうか。王権成立以前の首長の管理システムに乗っかって王宮管理が行われたとしたなら、生産力において地域差が生じていたはずである。王宮はそれを無視して画一的な貢納管理を行っていたのであろうか。Gillis の主張はそれなりに説得的がある反面、同時にいろいろの疑問も生じる。筆者は、ka-ko が、王宮で銅と錫を合金して青銅を製造し、それを各地区に配分したのか、既製品として輸入された青銅を王宮が各地区に配分したのか、それとも王宮が銅を各地区に配分してそこで青銅に合金されたのかは不明であるが、錫の割当て配分文書が全く見当たらないことなどから、ka-ko は青銅であり、また ta-ra-si-ja が重量表記であることからして、現在のところ従来からの仮説を変更するに至らず、従ってこれらの文書は青銅の割当て配分を記録したものと解釈したい。

3. 文書にみえる冶金職人

ここで上記 Jn 文書 16 枚の一覧表から読み取れることを列挙する。まず第 1 に、ta-ra-si-ja を青銅の割当て配分を受けている受給冶金職人、a-ta-ra-si-ja を割当て配分を受けていない非受給冶金職人と解釈すれば、(1)の Jn 310 は受給冶金職人 8 名、非受給冶金職人 4 名、そして彼らの下で働いていたと思われる奴隷が 4 名記載されている。奴隷の所有者は全て同一文書に名前がみられる冶金職人である。全般的には受給職人の方が非受給職人よりも多いが、(5) Jn 431 のように非受給職人の方が多い場合もある。ta-ra-si-ja と a-ta-ra-si-ja の区別については、両方とも個人名で記されていることから、階層分化による身分的な差別というより、むしろ当時の東地中海域を襲った混乱状態⁹⁾のなかで、海外の輸入に頼っていた青銅の原材料不足に見舞われ、そこで止むを得ず王宮が配給制限を行ったのであり、その際の配給割当てからもれた者が非受給職人として記録されたのであろう。いずれにせよ、受給職人も最大で 12 kg、最小で 1 kg と概して少量である。

第 2 に、(1) Jn 310、(8) Jn 605、(9) Jn 659、(10) Jn 692、(14) Jn 750、(16) Jn 845 のように 1.5 kg、5 kg、6 kg と画一的な配分を受けている場合と、その他の文書のように 1 kg から 12 kg まで配分量が異なる場合がある。また(15) Jn 832 のように配分量が記載されていないものもある。それについては、王宮との緊密度、冶金産業の発展度合いの地域差などによるとも考えられるが、その違いは不明である。また王国内での主要地区も若干見られるが、ほとんどはこの箇所のみ見えるものであり、場所の確定もできない。

第 3 に、(3) Jn 389、(7) Jn 601 では、各受給冶金職人の最後に、改めて全員への配分 (e-pi-da-to ka-ko pa-si) としてそれぞれ 6 kg、7 kg が記されている。これは恐らく配分し終わった結果の残余を再配分する際、個々にというより一括して配分量を記載したのではないかと思われる。このようなところにも青銅不足に悩まされていた王宮の厳しい配分事情を読み取ることができる。

第 4 に、(1) Jn 310、(5) Jn 431、(15) Jn 832 のように、同一地区で別組織にそ

れぞれ配分している文書がある。(1)(5)は前半は恐らくダーモス (da-mo) へ、後半はその地のポトニア女神の聖域への青銅の配分を記している。(1)の A-ke-re-wa 地区は、ピュロス近州主要9地区の1つで、海岸警備のために配置された分遣隊の指揮系統を示すいわゆる O-ka 文書 An 656 にみえる地区で、港を有する沿岸地区であった。¹⁰⁾(5)の A-pe-ke-e (A-pe-ke-i-jo) 地区は、場所は特定できないが、遠州に位置していたようである。¹¹⁾王国におけるポトニア崇拜の中心はスパギアーネス (pa-ki-ja-ne, Sphagiānes) 地区であったが、各地にもポトニア女神の聖所があり、その用に供するために職人たちが付属していた。王宮は聖俗を区別してそれぞれの職人団体に青銅を配分していた。(1)では前述のようにダーモス管理下の8人の受給職人に1.5kgずつを配分したのに対し、ポトニア女神所属の受給職人には2～3kgと若干多い配分を行っている。また(5)では、10人の受給職人に4～7kgの青銅を配分し、その総額の欄に恐らくダーモスの統括者である qa-si-re-u の A-pi-qo-ta の名前が記されている。一方、ポトニア女神所属の受給冶金職人として6名が3～6kg総計27kgの配分を受けている。非受給職人は8名とここでも受給職人よりも多い。またこの文書に特徴的なのは、奴隷の欄である。その所有者として、名前は不明だが、女祭司の所有する奴隷が10名、To-sa-no が5名、名前不詳1名、そして A-mu-ta-wo (Amuthāwōn) に至っては31名もの奴隷を所有している。冶金関係の奴隷を31人も所有している A-mu-ta-wo とは如何なる人物であったのか。彼は亜麻貢納文書 Nn 831 では ko-re-te らと並んで亜麻を貢納しており、かなり地位の高い人物であったことは確かである。また(4)の Ro-u-so 地区では、ダーモスの管轄とは別に職人団体 a-to-mo (arthomos) がほとんどは数量の記載はないものの7名が受給職人として、6名が非受給職人として名前が挙げられている。Ro-u-so はピュロス近州主要9地区の1つで、チャドウィックによれば、¹²⁾この地は海に面せず、ナヴァリノ湾南東の内陸部に位置する森林地帯で、樵たちの居住地であったとしている。燃料の入手が容易であったこの地で、職人たちが王宮から直接青銅の配分を受けていた。このことは、冶金職人が独自に団体を形成し、ダーモスとは別にそれなりの勢力をもっていたことを示唆している。

第5に、以下の8つの文書には受給冶金職人の欄の最後に総計が記されている。(3) Jn 389 は 27 kg, (4) Jn 41 は 34 kg, (5) Jn 431 は 54 kg, (6) JN 478 は 26 kg, (7) Jn 601 は 104 [+x] kg, (9) Jn 658 は 115 kg, (13) Jn 706 は 30 [+x] kg, (16) Jn 845 は 12 kgで、配分量は均等配分ではなく、12 kgから 115 kgまでかなりの差がある。地名不詳の(16)の場合、7名の受給職人がそれぞれ 1.5 kgの配分を受け、かつ6名の非受給職人がいるが、総額はわずか 12 kgで、(7)の受給職人 O-na-se-u 1人分の配分量に過ぎない。このような配分はそれぞれの地区での冶金職人の実績や能力によるのであろうか。また配分量が少ないのは、緊急事態下で王宮自体が深刻な青銅不足に陥っており、ぎりぎりの配分を行った結果であるとも考えられる。通常であれば、13名の冶金職人を抱えてこれだけの配分量では仕事にならなかったであろう。

またそれぞれの総計にクァシレウの名前が記されている文書もある。(5) A-pi-qo-ta, (7) Pa-qo-si-jo, (16) E-ri-qo-woであるが、A-pi-qo-ta は An 261 では ke-ro-si-ja (gerousia) をもっており、共同体の首長の側面を示している。E-ri-qo-wo は An 656 の O-ka 文書で、下級指揮官として Ne-wo-ki-to に派遣されている。筆者は以前クァシレウについて考察し¹³⁾ 中央の王 wa-na-ka を頂点とする支配機構とは次元を異にする存在で、地区の首長、族長の如き性格と、王の支配機構の一部として機能することで当該地区での支配を強めていった王の役人としての性格の2面性を指摘した。その土着的性格の故にクァシレウは、王宮から配分総量の青銅を受け取り、各地区の冶金職人に青銅を配分したのであろう。

4. 冶金職人の社会的地位

最後にピュロス王国内における職人の社会的地位について言及したい。まず Jn シリーズの冶金職人は、王 (wanax) の支配下の各地区に散在しており、中央のピュロス王宮にいたという記述はない。一方、「王の wa-na-ka-te-ro」という修飾語によってその所属が王宮であったことを明示する文書がある¹⁴⁾ ピュ

ロス文書では、「王の陶工 (ke-ra-me-ko wa-na-ka-te-ro)」の Pi-ri-ta-wo (Eo 371+1160), 「王の布晒し職人 (ka-na-pe-u wa-na-ka-te-ro)」の Pe-ki-ta (En 74), 「王の武器作り? (e-te-do-mo wa-na-ka-te-ro)」の A-tu-ko (En609), さらにクノッソス文書では、「王の紫染料職人 (po-pu-re-jo wa-na₂-ka-te-ro)」(X 976+8263), テーベ文書では、「王の布仕上げ職人 (a-ke-ti-ra₂ wa-na-ka [])」(Of 36)が読み取れる。この区別は何を意味するのか。特に冶金職人との関係で注目されるのが武器作りであろう。Gillis¹⁵⁾ は、彼らを地方で彼の必要とされる専門技術に精を出す独立した職人 (craftsman) としているが、前述のように冶金職人はクァシレウが統括する地方管理下にあつて青銅製品製造に関わっていたのであり、全くの独立した存在であつたのではない。王宮に所属する職人は、輸出向けなどの工芸品の制作に専念したのに対し、各地の冶金職人はその地の必要に供するためのむしろ実用品を生産していたと考えられる。¹⁶⁾ 従つて冶金職人は地方の首長たるクァシレウに所属していたのであり、直接中央の王権の支配を受けていたわけではないが、クァシレウが王権の支配構造の中に組み込まれていた以上、最終的には王の支配を受けていたのであり、確かに王宮役人ではないが、独立した職人とはいえない。

しかしながら、(14)の Ro-u-so の職人集団 (arthomos) が、クァシレウが統括する地方組織ダーモスとは別に、王宮から直接青銅の配分を受けていることは、この職人集団がそれなりに社会的な地位を占めていたことを物語っている。しかも青銅の受給・非受給も含めて彼らは全て個人名で記載されていることもその社会的地位が高かつたゆえと推測される。地方の統括者がクァシレウであつたとしても、中央の王宮が地方の冶金職人の個々人を名前で掌握していることは、彼らの存在が王権にとって重要なものであつたことを証左している。そしてそのような冶金技術という特殊能力が、彼らの社会的地位を確保しえた原動力であると同時に、王宮が職人個々人を掌握する必要があつた要因と考えられる。

註

- 1) M. Ventris & J. Chadwick, *Documents in Mycenaean Greek*, Cambridge, 1973³, p. 549 (以下 *Docs.* と略記) ; P. Chantraine, *Dictionnaire Étymologique de la Langue grecque*, Klincksieck, 1980, pp. 1243-1244. ; L. R. Palmer, *The Interpretation of Mycenaean Greek Texts*, Oxford, 1963, p. 424.
- 2) C. Gillis, The Smith in the Late Bronze Age. State Employee, Independent Artisan, or Both?, pp. 506-507, n. 9 in R. Raffineur & P. P. Betanxourt eds., *TEXNH-Craftsmen, Craftswomen and Craftsmanship in the Aegean Bronze Age, AEGAEUM* 16, 1997.
- 3) 拙稿, 「ピュロス文書にみえる青銅の貢納と配給」『明治大学大学院紀要』第12集, 1974年, 47-58頁。
- 4) E. L. Bennett, Jr. & J. -P. Olivier, *The Pylos Tablets Transcribed*, Roma, 1973, pp. 164-179. ; Gillis, *op. cit.*, p. 506, n. 5 は, これらの数は青銅器時代におけるその金属の重要性を勘案すれば決して多くはないと指摘している。
- 5) 拙稿, 前掲論文, 49頁。
- 6) *Docs.*, pp. 352, 508, 583. ; M. Lindgren, *The People of Pylos I - II*, Uppsala, 1973, pp. 61-63. ; Gillis, *op. cit.*, p. 509, n. 9.
- 7) Gillis, *ibid.*, pp. 509-510 ; Y. Duhoux, *Aspects du vocabulaire économique mycénien*, Hallert, 1976, p. 69 ff.
- 8) Gillis, *ibid.*, p. 506, n. 7 (C. Galavotti, *Documenti e struttura del greco nel età micenea*, 1956 ; G. P. Carratelli, *I Bronzieri di Pilo micenea, Studi Classici e Orientali* 12, 1963 未見)
- 9) *Docs.*, pp. 509-510 ; J. Chadwick, *The Mycenaean World*, Cambridge, 1976, p. 141.
- 10) Chadwick, *ibid.*, p. 46 ; 拙稿, 前掲論文, 53頁。
- 11) Palmer, *op. cit.*, p. 77.
- 12) Chadwick, *op. cit.*, p. 46.
- 13) 拙稿, 「ミケーネ時代のクァシレウ」『歴史学研究』462号, 1978年, 24-32頁。
- 14) 拙稿, 「王(wanax)の職人について」『人文学論叢』第1号, 愛媛大学人文学会, 1999年, 31-41頁。
- 15) Gillis, *op. cit.*, p. 513.
- 16) *ibid.*, p. 513. は, C. Costin, *Craft Specialization: Issues in Defining, documenting, and Explaining the Organization of Production*, in M. B. Shiffer ed., *Archaeological*

山 川 廣 司

Method and Theory 3, 1993 を引用して、工芸品などを作成する王宮に所属する職人を craftsmen, artist とし、地方の職人を artisan と区別している。